

新規	・	更新
----	---	----

※どちらかに○

令和 年 月 日

子育て用品貸出し申請書兼借受書

次のとおり、「子育て用品貸出しに関する運用要綱」により貸出しを申請します。

借受者 (借りる方)	住 所	高千穂町 西臼杵郡 日之影町 五ヶ瀬町		
	電話番号1	(本人携帯 ・ 自宅 ・ 職場 ・ その他【 】)		
	電話番号2	※日中必ず連絡がつく電話番号をご記入ください。借受者以外(家族等)の連絡先も可。 (本人携帯 ・ 自宅 ・ 職場 ・ その他【 】)		
	ふりがな			
	氏 名			
使用者 (子の名前)	ふりがな			品名 ・ 管理番号
	氏 名			
貸 出 し 期 間		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
返 却 日		令和 年 月 日	返却担当 スタッフ	

子育て用品の使用上の注意

1. 子育て用品の貸出しは、原則1年以内とします。ただし、1年を超えて貸出しを希望する時は、次に貸出しを待っている方がいない場合のみ、再度手続きをして延長して借りることができます。(最長2年)
2. 貸出しする子育て用品は、高千穂町子育て支援センター(以下「支援センター」という。)利用者の方から寄贈していただいたものをリサイクル活用しております。
そのため、取扱いについては各自でHP等を確認し、安全にご使用ください。
3. 支援センターは、借受者が貸出しする子育て用品を使用中に何らかの事故・損害を負っても賠償責任は一切負いません。
4. 使用中、子育て用品の管理責任は借受者にあります。次の方に貸出せるよう、適切に管理をお願いします。
状況によっては、同等品の返却もしくは現状回復を求めるものとします。
5. 子育て用品の返還時には清掃し、「付属品」がある場合はあわせて返却してください。
6. 転出、その他の事由により貸出し条件に該当しなくなった場合は、支援センターへその旨連絡し、貸出し期間中であっても、速やかに貸出しした子育て用品を返却してください。

上記、使用上の注意事項を守るとともに、別紙「子育て用品貸出しに関する運用要綱」を遵守し、子育て用品を借用します。

令和 年 月 日

高千穂町子育て支援センター 様

(借受者)
住 所
氏 名